

税額決定通知書 に関するお知らせ

国の定める標準仕様に準拠したシステムへの変更に伴い、書面で送付する税額決定通知書の様式と記載内容の一部が昨年に変更となりました。

【主な変更点】

1. 特別徴収義務者用(事業所用)通知の摘要欄に“非課税”の記載がなくなりました
2. 納税義務者用(従業員用)通知が“三連式”に変わりました
3. 納税義務者用(従業員用)通知が“非課税者”にも発行されるようになりました
4. 納税義務者用(従業員用)通知の摘要欄に記載の税額控除の種類が変更となります
5. 各通知書の並びは受給者番号順が基本となります
6. 一定の文字数を超えた場合、文字切れになります

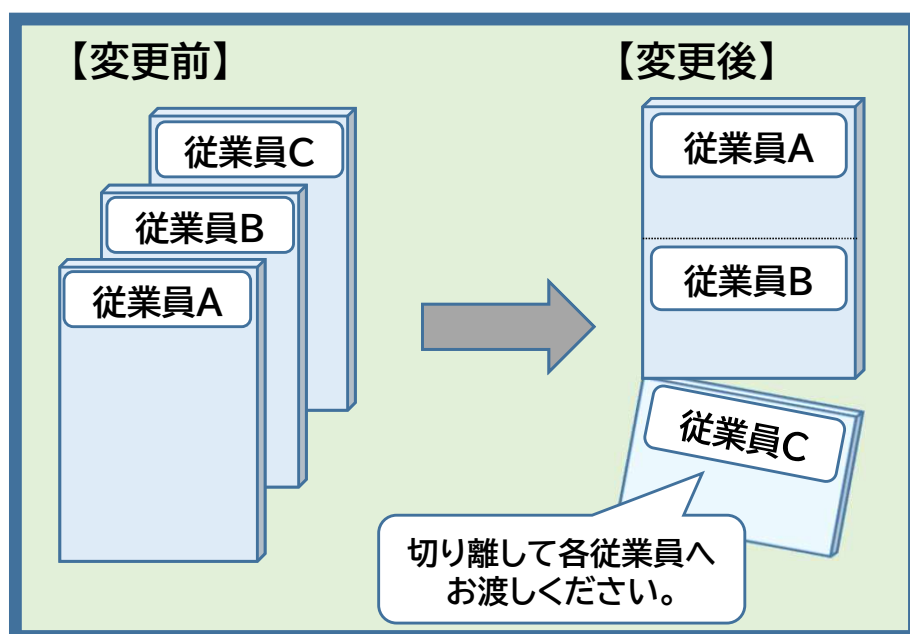
1. 特別徴収義務者用(事業所用)通知の摘要欄に“非課税”の記載がなくなりました

特別徴収義務者用(事業所用)通知の摘要欄に“非課税”の記載がなくなりました。非課税に該当するかどうかは、特別徴収税額から確認をお願いいたします。

2. 納税義務者用(従業員用)通知が“三連式”に変わりました

これまで従業員1名に対し1枚ずつであったものから、従業員3名分が1枚に連なった形となりました。配布の際は、1名ずつ切り離し、圧着部分をはがさずにお渡しください。

※従業員が1名又は2名の場合も、3名分が連なった通知書となります。不要な部分は事業所様で廃棄していただきますようお願いいたします。



3. 納税義務者用(従業員用)通知が“非課税者”にも発行されるようになりました

納税義務者用(従業員用)通知が“非課税者”にも発行されるようになりました。

従業員から発行に関するご質問がありましたら、非課税該当の有無をご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

4. 納税義務者用(従業員用)通知の摘要欄に記載の税額控除の種類が変更となります

税額控除額の内訳が、調整控除・住宅借入金等特別税額控除(住借控除)・寄附金税額控除の記載のみとなりました。記載の無い税額控除額及び課税内容等に関することは、従業員本人から市役所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

5. 各通知書の並びは受給者番号順が基本となります

各通知書の並びは、提出された給与支払報告書等に記載のある「受給者番号順」となります。受給者番号の記載がない場合は、「カナ氏名順」、一部受給者番号の記載がない場合は、「受給者番号順 ≧ カナ氏名順」となります。並び順は指定することができませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

6. 一定の文字数を超えた場合、文字切れになります

全ての通知書に共通して、一定の文字数を超えた場合、文字切れになることがあります。

- 特別徴収義務者用(事業所用)通知…従業員の氏名(主に外国籍の方)、住所
- 納税義務者用(従業員用)通知…従業員の氏名(主に外国籍の方)
- 納入通知書…特別徴収義務者の住所又は所在地

氏名の文字切れによる個人特定ができない場合は、下記までお問い合わせください。

その他. 記載内容について

通知書に記載されている内容は、令和8年4月17日(金)時点のものです。

それ以降に異動(給与所得者異動届・特別徴収への切替依頼書等の提出)があった場合は、内容が反映されていないことがあります。その場合は、後日、変更通知書を送付いたします。

お問い合わせ先

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所総務部市民税課

TEL: 0598-53-4028、4035